

滋賀県民総スポーツの祭典滋賀県民体育大会の部

第75回滋賀県民体育大会 高校の部

体操競技・新体操

◇体操競技 期 日 令和4年 7月28日(木)

会 場 県立栗東体育館

◇新体操 期 日 令和4年 7月23日(土)

会 場 野洲市総合体育館

◇主 催 滋賀県・滋賀県教育委員会

栗東市・栗東市教育委員会

野洲市・野洲市教育委員会

◇主 管 滋賀県民総スポーツの祭典実行委員会

滋賀県体操協会 滋賀県高等学校体育連盟

滋賀県高等学校体育連盟体操専門部

競 技 役 員

大 会 委 員 長 松 村 友 二

競 技 委 員 長 池 松 和 彦

競 技 副 委 員 長 結 城 隆 好・寺 田 有 佑

審 判 長	男 子 : 寺 田 有 佑 女 子 : 野 田 千 裕	女 子 : 北 川 礼 子
競 技 場 係	寺 田 有 佑 結 城 隆 好	村 川 典 子 山 中 望 聖
記 録 報 道 係	杉 原 茂 一 野 田 千 裕	饗 場 美 沙 青 山 翔 哉
放 送 進 行 係	木 村 順 子	窪 田 浩 子
召 集 誘 導 係	結 城 隆 好	河 合 里 美 小 林 てる こ
式 典 表 彰 係	池 松 和 彦	饗 場 美 沙
補 助 員 係	結 城 隆 好	山 中 望 聖
医 務 係	田 中 裕 子	小 林 てる こ

参 加 資 格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している高等学校の生徒であること。
- (3) 選手は、(財)日本体操協会に令和3年度の選手登録を完了した者とする。
- (4) ア 平成17年4月2日以降に生まれた者(4月2日を起算とした、19歳未満の者)であること。ただし、同一学年での出場は1回限りとする。
イ 特例として、この(4)アに定める年齢制限は、中国残留日本人孤児及びその子女については撤廃する。
- (5) チームの編成において、全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (6) 転校後6ヶ月未満の者の参加は認めない。ただし一家転住等をやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の許可があれば、その限りではない。
- (7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
イ 上記(4)アのただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

[大会参加資格の別途に定める規定]

- 1 学校教育法第82条の2、83条の学校に在籍し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条項を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件
ア 全国高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
イ 参加を希望する専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修業年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。
ウ 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
ア 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
イ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

競 技 日 程

体 操 競 技

新 体 操

2 8 日 (木)		2 3 日 (土)	
会場設営	9:00~9:30	会場設営	8:00~ 9:00
開会式	9:30~	開会式	9:00~
監督会議	10:00~	監督会議	9:40~
公式練習	C 1 10:30~12:00	審判会議	9:45~
	C 2 11:00~12:00	団体公式	10:00~ 10:20
審判会議	C 1 11:30~	団体競技	10:20~ 10:40
	C 2 11:30~	個人公式	10:45~11:50
競技開始	C 1 12:00~15:00	個人競技	11:55~13:00
	C 2 12:00~15:00	閉会式	16:40~
閉会式	15:30~		